

施策評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	1 自立した財政基盤の確立	② 施策番号	2502
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	6 みんなでまちづくりに取り組むまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	3 将来にわたって安定した行政サービスが提供できるよう、計画的で健全な財政運営をおこなうまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 財政運営の強化		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
行革・財産活用室	行革・財産活用室		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	市債権
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	債権管理条例、債権管理プロジェクトチームを通じ、債権管理の適正化を推進する。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか)	市の債権の適正な管理は、歳入の確保において必要不可欠な取組であり、ノウハウの共有や専門性の向上が引き続き求められている。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 債権管理対策会議の開催 計算式: 会議開催数	回	それぞれの債権を管理する担当課から構成された会議を通じ、課題の共有やノウハウの向上を通じ債権管理の適正化が図られるため。
② 計算式:		
③ 計算式:		

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考	
① 債権管理対策会議の開催	回	目標値	—	—	6	6	6	
		実績値	—	2	4	—	—	
		達成率			66.7%			
②		目標値						
		実績値						
		達成率						
③		目標値						
		実績値						
		達成率						

[3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価		今後の方向性
1	債権管理適正化事業	徴収計画達成率	%	—	94.8	—	402	811	811	B	イ b	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						402	811	811			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	債権の適正な管理を進めることにより歳入の確保が図られ、自立した財政基盤の確立に寄与する。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	平成29年度から、債権管理条例(案)の策定や会議を通じた課題やノウハウのの共有に取り組み始めた。引き続き取組を進める必要がある。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	個々の債権を適正に管理し、歳入することは、市の責務である。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	取りまとめの事業として適正。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	行革・財産活用室を取りまとめ担当として始まったものであるが、今後の展開においては、実際の債権を管理する課が取りまとめを行うなど、より重点化、効率化に向けた展開が可能と考えられる。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	C	債権管理条例に基づき、部局横断的な構成員による債権管理対策会議が設置され、適切に取りまとめが行われた。 債権管理の適正化は歳入確保における重要な取組であるため、今後の推進体制について、引き続き検討を進める。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	会議の定期開催とともに、ノウハウの向上のため、全庁的に債権管理に係る研修会を開催する。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	債権管理の適正化の推進のため、個別の債権担当課の課題を共有し課題解決にあたるため、債権管理におけるノウハウを集約化した、債権管理の取りまとめ課の設置を検討する。
中長期的対応 (3~5年をめぐりに取り組む改善案)	—

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	C	債権管理条例による、これまで個別の債権担当課において取組まれていた債権管理が、全庁的な取組として今後もより適切に行われることを期待する。 また、対策会議や徴収計画の進捗管理を実施し、ノウハウの向上や個別事例の検証等、施策達成に向けた取組を進められたい。	